

行政手続等における押印の見直しについて

【1. 経緯】

令和2年5月頃	国において申請書類等の押印見直し議論が始まる
令和2年7月7日	総務省が「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」を発出
令和2年10月20日	市の様式の実情を把握するため、全庁調査を実施
令和2年12月18日	内閣府が「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を発出
令和3年2月1日	押印見直し方針を策定
令和3年2月8日	押印見直し方針に基づき、全庁調査を実施
令和3年3月31日	・市規則や要綱等の様式の押印義務付け廃止について、特例規則・特例要綱を公布(4月1日施行) ・議長、議員に報告、プレス発表

【2. 見直し方針】

押印義務付け廃止	認印、実印(印影照合を行わない場合)
押印義務付け存続	実印(印影照合を行う場合)
国等の根拠によるもの	国等の法令等改正に応じて順次対応
継続協議	支払根拠書類については継続して見直し対象協議

※「押印義務付け廃止」とは、これまで押印が必要であった手続について押印がなくても有効に受け付けるというもの(押印されていても有効)。

【3. 見直し対象件数】

区分	件数	割合	
様式等の総数	7,095	-	
これまで押印が義務付けられていた様式等	5,513	総数の約 78%	
	押印義務付け廃止	3,843	押印義務付け様式のうち約 70%
	押印義務付け存続(国等根拠のもの含む)	890	押印義務付け様式のうち約 16%
	継続協議(支払根拠書類)	780	押印義務付け様式のうち約 14%
(既に押印が不要である様式等)	(1,582)	-	

【4. 見直し時期】

- ・市の規則、要綱等で押印義務付けをしているものの見直しは、令和3年4月1日から(既に見直しを行っているもの等を除く)。
- ・国等の根拠によるものは、国等の法令等改正に応じて順次対応。
- ・継続協議の支払根拠書類については、協議が整い次第見直し実施予定。